琉球大学学術リポジトリ

沖縄関係

| メタデータ | 言語: Japanese<br>出版者:<br>公開日: 2019-02-13<br>キーワード (Ja):<br>キーワード (En):<br>作成者: -<br>メールアドレス:<br>所属: |
| --- | --- |
| URL | http://hdl.handle.net/20.500.12000/43769 |

資料（対策名 起案 ＝ 法律に規定
すべき実体的事項（案））

秘 限期

8/24

対策庁より送付越したもの。

沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律（仮称）に規定すべき実体的事項（案）

1

(1) 施政権の承継に直接由来する事項

(2) 沖縄選出国会議員の地位の承継に関すること。

(3) 現地裁判所の行なつた民事裁判の効力の承継に関すること。

(4) 復帰前に行なわれた現地法令違反の行為に係る刑事事件の処理に関すること（復帰前に現地裁判所が言い渡した裁判の執行に関することを含む。）。

(5) 沖縄県の設置（復活）と行政分離前に沖縄県が有していた権利義務の帰属に関すること。

(6) 琉球政府の消滅に伴う措置に関すること。

ア 琉球政府の権利義務の国、沖縄県等への承継

イ 琉球政府の法令で、地方公共団体の条例、規則等に相当するものの効力の承継

ウ 琉球政府の職員の承継

エ 琉球政府の一九七二年度の決算の処理

(7) 沖縄県の発足に伴う措置に関すること。

ア 発足当初の県議会議員、県知事その他の特別職の職員の選任の特例

イ 発足に当たつて必要とされる条例、規則等の制定の特例

ウ 発足当初の予算の作成手続の特例

(8) 市町村の発足に伴う措置に関すること。

ア 沖縄法による市町村の人格の承継

イ 沖縄法による市町村の議会議員、長その他の職員の身分の承継

ウ 沖縄法による市町村の制定した条例、規則等の効力の承継

1

2

アメリカ局長
参事官
北米才一課長
安全保障課長
条約課長

エ　沖縄法による市町村の一九七二年度決算の処理

オ　発足当初の予算の作成手続の特例

カ　行政分離前の市町村が有していた権利義務の帰属

(8)　教育区の消滅に伴う措置に関すること。

ア　教育区の権利義務の承継

イ　教育区の教育委員会委員及び職員の承継

(9)　米国民政府の機関たる法人及び琉球政府の設立した特殊法人の権利義務の承継に関すること。

(10)　通貨の交換及び債権債務の単位の切替えに関すること。

2　復帰前に行なわれた私人間の法律行為の効力を否定し又は変更する等私権の制限又は調整に関する事項

(1)　私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に違反する既存の契約を無効とする措置に関すること。

3　土地所有権の時効取得の特例の取扱いに関すること。

(2)　著作権等の取扱いに関すること。

(3)　復帰前に行なわれた農地の権利移動、賃貸借の解約等の取扱いに関すること。

(4)　特許権、実用新案権、意匠権、商標権の取扱いに関すること。

(5)　既存の自動車損害賠償保険契約の取扱いに関すること。

(6)　復帰前に行なわれた行為で沖縄が分離されていたために本土法上罪とされていたものの復帰後の処罰に関する事項

4　復帰前に行なわれた行為又はそのような行為と関連した復帰後の行為を理由にして復帰後不利益な取扱い（刑罰、行政罰、懲戒罰等）をすることに関する事項

(1)　犯罪の構成要件をなす数個の事実が、復帰時の前と後に別個に発生した場合における刑罰法規の適用に関すること。

(2) 過料の対象とされていた復帰前の行為について復帰後に過料を科することができることとする措置に関すること。

(3) 復帰前の選挙犯罪を理由にして復帰後に選挙権及び被選挙権を認めないこととする措置に関すること。

(4) 復帰前の行為を理由にして復帰後に免許、許可等の取消し又は新たな免許、許可等の拒否及び行政庁等による懲戒又は弁償責任の追求をすることができることとする措置に関すること。

沖縄の社会的実態、特殊性等に応じた新たな制度の創設としての性格の強い事項

(1) 講和前の人身損害等に対する措置に関すること。

(2) 沖縄に駐留するアメリカ合衆国軍隊の用に供する土地等の一時使用の制度に関すること。

(3) 所有者不明土地及び市町村非細分土地の取扱いに関すること。





本土の制度と大幅に異なつている沖縄の制度の取扱いに関する事項で住民の生活に重大な影響を与えるもの、本土と比べて大幅な特例となるもの又は住民が大きな関心をもつていると考えられるもの

(1) 車輛の右側通行に関すること。

(2) 外国人弁護士の取扱いに関すること。

(3) 国有財産（国有林野を含む。）の無償譲与、貸付け等に係る特例に関すること。

(4) 租税制度の切替えに伴う基本的措置に関すること。

(5) 既存の外資企業の取扱いに関すること。

(6) 医介輔、歯科介輔の取扱いに関すること。

(7) 社会保険制度の切替えに伴う基本的措置に関すること。

(8) 食糧管理制度の特例に関すること。

(9) 休暇買上げ制度の取扱いに関すること。

7 塩専売法、不正競争防止法その他の本土法の施行延期に関する事項

備考

1 ここに記載した事項は、昨年九月から十一月までの間に行なわれた各省庁の沖縄復帰準備状況説明に用いられた資料によつたものである。したがつて、その後各省庁の政策に変更があれば、これらの事項についても変更されることがある。

2 この資料には、そこに記載された事項等について、特定の政策が採用されるべきことを主張する趣旨はない。

3 ここに記載した事項以外の事項は、すべて委任に基づく政令（日本国憲法第七十七条第一項に規定する事項については、最高裁判所規則。以下同じ。）により措置されることになるが、



その結果、次のような事項は、当然、当該政令により措置されることになる。

(1) 本土法に相当する沖縄法がある場合に、その沖縄法に基づく行為、処分、手続等を相当する本土法に基づくものとする経過的措置

(2) 改正前の本土法に相当する沖縄法がある場合に、本土法の改正時の例に準じてする経過的措置

(3) 本土法に相当する沖縄の制度がない場合に、本土法の制定時の例に準じてする経過的措置

(4) その他引継ぎに伴う技術的・細目的事項についての経過的措置

4 法律事項とされたものの規定の仕振りについては、事柄の性質等に応じ次のような方式によるものとする。

(1) それぞれの事項について、自足的・完結的に規定し、細目のみを政令に委任する方式

(2) それぞれの事項について、さらにそのうち根幹的事項のみを法律で規定し、その他の事項はすべて政令に委任する方式

(3) それぞれの事項について、実効のある部分はすべて政令に委任し、法律には政令の内容を示唆するスローガン的規定をおく方式